鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業補助金 安全衛生技能向上支援事業 安心を確保するための装備・器具等購入費助成事業 の事務手続きについて

- 1. 交付申請(各事務所長、センター所長が定める日まで)
 - ○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。
- 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)
 - ※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り 行うことが出来ます。
- 3. 事業開始
 - 【事業を変更・中止・廃止したい場合】 事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を書き提出先まで郵送又は持参してください。
- 4. 事業完了
 - ※事業の完了とは:補助対象経費に掛かる支払事務がすべて完了した日
 - 【事業が年度内に終わらない場合】 補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。
- 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は完了年度の 翌年度の4月10日まで)
 - ○実績報告は下記提出先まで郵送又は持参してください。

<u>資料提出・問い合わせ先</u> 鳥取県東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 振興担当 鳥取県八頭郡八頭町郡家100

0858-72-3831

中部総合事務所農林局 林業振興課 普及担当 鳥取県倉吉市東巌城町2 0858-23-3179

西部総合事務所農林局 農林業振興課 林業振興室 振興担当 鳥取県米子市糀町1-160 0859-31-9677

西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課 鳥取県日野郡日野町根雨140-1 08659-72-2018